

基本事件 令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件

同第172号, 同第197号, 同第348号, 同第509号

損害賠償請求事件

原告 [redacted] 外25名

被告 国 外2名

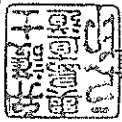
準備書面6

2021年6月2日

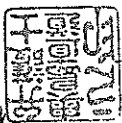
松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人 弁護士

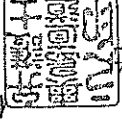
奥島 直道



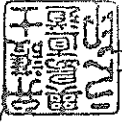
草薙 順一



西嶋 吉光



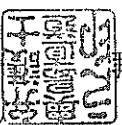
加納 雄一



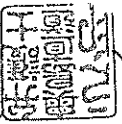
湯川 二郎



八木 正雄



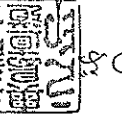
山中 真人



水野 泰孝



栗谷 しのぶ



弁護士奥島直道 復代理人

3第1の1および準備書面5第1の9で述べている。
なお、両ダムの操作細則は「緊急かつやむを得ない場合」には急激な放流を許容している（両ダム操作細則9条3項）が、異常洪水時防災操作を行うことになったからといって、急激な放流が許されるわけではない。本件の場合には、急激な放流を行う3・4時間前から急激な放流になることを予測できてお

操作規則（急激な放流禁止）に違反していることを追加する。
操作規則及び操作細則の急激な放流禁止規定に違反していることは準備書面
今まで大きく3つの違法事由を述べてきたが、新たに両ダムの行った放流が
第2 被告国に対する請求に関して違法事由の追加

2 既に被告国に対して求釈明をしているが（令和2年（ワ）第348号の訴
状）、回答がない。本件訴訟において非常に重要なことであるから、釈明に
答えるべきである。
両ダムのダム事務所長および四国地方整備局は、大規模洪水が予想される場
合、平成8年変更の操作規則をどのように運用して放流をするつもりであ
ったのか。すなわち、操作規則の洪水調節の規定（野村ダム17条、鹿野川ダム1
4条）をそのまま適用するつもりだったのか、それとも、何らかの変更を加え
て放流することを考えていたのか。

1 本件で問題になっている平成8年の操作規則の変更は、前年である平成7年
の東大洲地区が浸水被害をうけた（激甚災害の指定）洪水を契機としている。
被告国は中規模洪水であったと述べているように見えるが、これまで鹿野川ダ
ム管理事務所は平成7年の洪水の規模について十分な説明をしていない。これ
では、なぜ、操作規則を変更したのか不明である。そこで、平成7年の洪水
について、大洲第2水位観測所（脇川橋）における最大流入量、鹿野川ダムの
最大放流量と小田川からの最大流入量を明らかにされたい。

第1 求釈明

り、①あらかじめ放流量を増やすとか、②増やした洪水治水容量の8割を基準として異常洪水時防災操作を行うとか、③国土交通省河川部河川環境課長・河川治水課長が示した操作規則の参考例(甲A17)の「一定率一定量調整方式」を行うとかの方法を講じれば、急激な放流を避けることができたのであるから、「緊急かつやむを得ない場合」には当たらない。

第3 操作規則の瑕疵についての補充

1 これまでは、大規模洪水に対応できない(異常洪水時防災操作になり、最大流入量をカットできない)ことや、ダムの基本計画を実現できないことを操作規則の瑕疵(危険性)として主張してきた。

これに加えて、両ダムの操作規則では、①中規模洪水が数時間続いた場合に
対応できない(異常洪水時防災操作になり、最大流入量をカットできない)こと
と、②異常洪水時防災操作になった場合に急激な放流を避けることができな
いことを追加する。

2 中規模洪水の場合にも対応できないこと

中規模洪水が4・5時間続いた場合には、両ダムとも異常洪水時防災操作を
行うことになる。例えば、野村ダムの場合毎秒700立方メートルの流入量は
中規模洪水であるが、これが4・5時間続いた場合を考えると、放流量は毎秒
300立方メートルであるから、毎秒400立方メートルがダムに貯留される
ことになる。これが4時間続くと、576万立方メートル(400×60×6
0×4)になり、350万立方メートルの治水容量をはるかに超えることにな
る。すなわち、途中から放流量を毎秒400立方メートルにしても、異常洪水
時防災操作を行うことになるのである。

3 急激な放流を避けることができないこと

両ダムの操作規則では、大規模洪水において異常洪水時防災操作を行う場
合、それまでの放流量から一気に放流量を増やすことになる。

例えば、野村ダムの場合、毎秒416立方メートルから20分の間に毎秒1

4 操作規則の瑕疵の原因

101立方メートルを超える放流量になる(甲27)。

両ダムは操作規則に瑕疵を生ぜしめているのは、洪水調節の規定(野村ダム17条、鹿野川ダム14条)に欠陥があるからである。欠陥は大きく2つあ

る。ともに、国土交通省河川部河川環境課長・河川治水課長が通知で示した操作規則の記載例(甲A17)に大きく異なっている。

1つ目は、記載例では一定率一定量調節方式を採用している(甲A17, 91頁)が、両ダムの操作規則では一定量の放流しか行わず、しかも放流量が少ない。そのために、事前の放流が十分に行えず、流入量の大半がダムに貯留されて、最大流入量が到達するまでにダムが満杯になり、異常洪水時防災操作を行うことになる。記載例の一定率一定量調節方式では、流入量に応じて放流量も増えていくので、ダムが満杯になりにくく、最大流入量をカットすることができる。

なお、野村ダムの場合、毎秒1000立方メートルの放流に耐えるように堤防整備が行われており、大規模洪水が予測されるのに毎秒300立方メートルという少量しか放流しない理由はない。

2つ目は、但し書き規定の運用がほとんどできないことである。国土交通省河川環境課長・河川治水課長の記載例では、「ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。」(甲A17, 98頁)として、気象状況に応じた放流ができることになっており、洪水調節の具体的な放流規定では対処できない場合に、例外として具体的な放流規定に基づかない放流ができることになっている。しかし、両ダムの操作規則では、気象状況に応じた放流ができるのは、異常洪水時防災操作開始の水位と同じ洪水調節容量の5分の4を過ぎてからである。治水容量の5分の4を過ぎてからでは、気象状況によって、気象状況に際しては、迅速にダムは満杯になってしまいうので、気象状況に際しては対応がで

第4 被告国の準備書面に対する反論の補充

被告国は、大規模洪水対応の操作規則と中小規模洪水対応の操作規則について、どちらか一方しか採用できないこと（択一関係にあること）について、「大規模洪水に対応する操作規則と中小規模洪水に対応する操作規則が類型的に存在するかのように説明したわけではない。」と述べて、択一関係にあると説明したことを否定している（国第1準備書面20頁26行～）。しかし、この被告国の答弁は事実と反する。四国地方整備局及びダム事務所は、大規模洪水対応の操作規則と中小規模洪水対応の操作規則について、どちらか一方しか採用できないという説明をしている。

国土交通省本省の示した記載例（甲A17, 98頁）のように、気象状況に応じた例外規定を置くことができるので、大規模洪水と中小規模洪水の両方に対応できる操作規則を作ることが可能である。しかし、四国地方整備局は、気象状況に応じた例外規定を置くことについては説明せず、大規模洪水と中小規模洪水の両方に対応できる操作規則を作ることができないと説明し、中小規模洪水対応の操作規則に変更したのである。

この点に関して、大洲市長浜町で平成8年に操作規則の変更について説明会が行われ、「大・中・小を合わせた形での操作はできないものか」と大規模と中小規模の両方に対応できる操作ができないかとの質問に対して、四国地方整備局は「非常に難しい。」と回答している（甲A48）。

以上

